

令和 3 年 6 月 28 日

若手研究者海外挑戦プログラム報告書

独立行政法人日本学術振興会 理事長 殿

受付番号 201980412

氏名 吉本文

(氏名は必ず自署すること)

若手研究者海外挑戦プログラムによる派遣を終了しましたので、下記のとおり報告いたします。
なお、下記記載の内容については相違ありません。

記

- 1 派遣先: 都市名 ハーグ (国名 オランダ)
- 2 研究課題名 (和文) : EU共通外交安全保障政策 (CFSP) の「超国家的法秩序化」—義務の適用範囲拡大—
- 3 派遣期間: 令和 3 年 3 月 14 日 ~ 令和 3 年 6 月 11 日 (90日間)
- 4 受入機関名・部局名: EU対外関係法センター
- 5 派遣先で従事した研究内容と研究状況 (1/2 ページ程度を目安に記入すること)

本研究は、「超国家的法秩序化」の一例である共通外交安全保障政策 (CFSP) に対する裁判管轄権の拡大の一要因となった「CFSPが他の政策と共通する義務に拘束されること」の妥当性を明らかにするために、義務の拡大適用の正当化根拠に注目するものであった。具体的には、(1) 他の政策と共通する義務に CFSP が拘束されることの正当化事由を、関連する事件の資料を分析することで確認する。そのうえで、(2) EU条約及びEU 運営条約の条文及び起草過程を分析することで、CFSP 以外の政策を規律する義務が CFSPにも適用されることを両条約が想定しているのかを考察し、さらに、(3) CFSP 以外の政策分野において義務の適用範囲の拡大が見られる判決を分析し、適用範囲拡大を認める基盤を抽出する。最後に、(2)、(3) の研究結果を(1)に照らすことで、CFSPへの義務適用の根拠の妥当性を考察するというものであった。

研究状況としては、家族の病気に伴い派遣期間を大幅に縮小せざるをえなかったため、(3) の研究には着手できていないものの、(1) と (2) の研究については、関係資料を同定し収集を行った。その結果として、関連資料のうち、開示を許可されたものについては収集及び分析をすることができた。

以上から、申請時に立案していた派遣先における研究計画について、(3) 以外の行程については、予定通りに終えることができたと言える。

6 研究成果発表等の見通し及び今後の研究計画の方向性 (1/2 ページ程度を目安に記入すること)

「5.派遣先で従事した研究内容と研究状況」で示した通り、「(3) CFSP 以外の政策分野において義務の適用範囲の拡大が見られる判決を分析し、適用範囲拡大を認める基盤を抽出」する工程には着手できていないことから、今後の研究の方向性については、まず、この工程に取り組む。そのうえで、(2)、(3)の研究結果を(1)の研究結果と照らし、CFSPへの義務適用の根拠の妥当性を最終的に評価することで、研究全体を完遂させる。

研究成果の一部については、本年10月にオンラインで開催される予定の欧州大学院のワークショップにて口頭報告を行う予定である。そして、報告で得られるコメントを反映させたものを、関連する学術雑誌において公表する予定である。なお、帰国後も受入機関のオンラインイベントへの参加及び受入機関が発行するペーパーの提出は許可されている。このことから、残りの研究成果については、オンラインで開催される受入機関内部の若手研究会にて、口頭で報告する予定である。また、そこで得られるフィードバックを反映させたいうえで、派遣期間を短縮する前に予定していた派遣期間の最終月(2022年3月)までに、ペーパーを執筆する予定である。

7 本プログラムに採用されたことで得られたこと (1/2 ページ程度を目安に記入すること)

本プログラムに採用いただいたことで、まず、海外の若手研究者のコミュニティに参加することができた。毎週オンライン上で開かれる若手研究者向けの交流会で親睦を深めたり、コロナウイルス対策のために施設利用の人数制限が設けられた際には、施設を事前予約し人数を限定したうえで研究所内で情報交換をしたり、外で散歩をしながら交流を図ったりした。

また、海外の研究機関で研究に取り組むことで、日本国内では得難い経験を積むことができた。例えば、派遣先の受入教員や、同じ受入教員の下で研究に取り組む先輩若手研究者から受けた研究指導、インターン生や他の客員研究員等と交わした活発な議論等を通して、自身の研究課題の欧州内での位置づけや、研究にかかる最新の情報を得ることができた。さらに、受入機関の母体である Asser Institute が主催する、EU法以外の分野のオンラインイベントにも参加し、研究分野の垣根を越えて人脈を構築し、オランダにおける他分野の研究状況についても把握することができた。また、受入機関の図書館の利用についても、本来は国際司法裁判所の平和宮図書館との相互利用のみが許可されているところ、コロナ禍でも研究が滞らないよう、オランダ王立図書館等の他の図書館との相互利用制度が新たに設けられ、日本では入手しづらい資料を利用することができた。